

安来市創生総合戦略推進会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び見直し等を行うため、安来市創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合戦略の策定及び見直しに関すること。
- (2) 総合戦略に基づく施策の実施状況及び効果の検証に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係機関及び団体の役員又は職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長1人及び副会長1人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 推進会議は、次に掲げる場合に会長が招集する。

- (1) 市長から求めがあったとき。
- (2) 委員の半数以上から招集の請求があったとき。

(3) その他会長が会議を開く必要があると認めたとき。

2 推進会議を招集しようとするときは、市長にその旨を通知しなければならない。

3 会長を互選しようとするときは、第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(会議)

第6条 会長は、会議の議長となり議事を進行する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開等)

第7条 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第8条 推進会議は、その審議上必要があると認めるときは、審議に関係のある者の出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第9条 委員及び前条の規定により会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、政策担当課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月30日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。